

ハバーマス「カント永遠平和の理念」批判

平子友長

はじめに

ハバーマス「カント永遠平和の理念」には「二〇〇年の歴史の隔たりをふまえて」という副題が付されている。しかしこのことを、カントが『永遠平和のために』を書いた当時の歴史的状況との中でカントが考察の主題とした論点を無視してもかまわないという意味に受け取るならば、それはカントその人の最晩年の思想を侮辱するものとなる。

「カントはこの理念〔世界市民的状態およびそれによる戦争の廃止〕を理性法の諸概念と彼の時代の経験の地平という両面において展開している。われわれがカントと袂を分かつのは、以下の二点である。すなわち今日われわれは、後から生まれたものが労せずして得た後知恵によって、カントが提起した〔理論〕構成が概念上の諸困難に悩まされていること、そしてそれがわれわれの歴史的経験にもはや適合していないということを確認している。」（Habermas 1997:192f./191-）

以下の検討において、ハバーマスのいう歴史の「後知恵」がいかなるものであり、カントの世界市民法の理念が「われわれの歴史的経験にもはや適合していない」とはどういう意味なのか、詳しく検討してみたい。

カントは『永遠平和のために』（一七九五）において、国際関係を（一）西洋国際法システムの枠内によって対処可能な問題（例えば西洋諸国家間の永続的平和の確立の問題は、国際法ならびにそれに基づいて設立される国際連盟諸組織などの権能を強化ないし改善する方向で対処可能である）と（二）世界市民法によってのみ対処可能な問題とに分けている。（二）の最大の問題は、カントの眼前で決壊したダムのような濁流のように進行していた非西洋諸大陸の先住民に対する西洋諸国民による不正かつ暴力的な植民活動であった。その際、同時代の国際法システムそれ自体が、非西洋諸大陸の先住民に対する暴力を正当化する論理を提供していた。カントが世界市民法を西洋諸国民による植民活動を批判するための理念として自覚的に具体化するようになったのは、『永遠平和のために』以降であった。『永遠平和のために』では筆禍を被る危険を配慮して慎重な表現を選んだが、その二年後に刊行された『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学基礎」（一七九七）においては、植民地批判の論理が鮮明に打ち出されている（特に「公法第三章 世界市民法」第六二節において）二。

国際法の枠内では、国際連盟などの国際的組織との関係で各国家の主権を如何に制限するのという問題が主要テーマとなるが、世界市民法レベルにおいては、むしろ西洋国際法共同体全体が非西洋諸地域の先住民に対して加害者集団になっていることが批判の俎上に載せられる。一八世紀後半の西洋国際法は、その独特な先占概念によって非西洋諸地域の先住民の土地占有権を否定していた三。その要点は二点あった。

（一）国際法上の先占の主体は国家である。この原理によって、西洋人が国家を設立し

一 Habermas(1997)からの引用の挙示は原書のページ数、訳書のページ数の順に行った。訳文はすべて平子による。既刊邦訳とは著しく異なっている。

二 この問題については、平子（二〇〇五、二〇〇七a、二〇〇八）で詳論した。

三 西洋における先占概念の変遷については太壽堂（一九九八）を参照。

ていると認めない先住諸民族の住む土地はすべて「無主の地 *terra nullius*」と規定された。

(二) たとえある国家が先占を宣言したとしても、先占する領土を開墾によって生産的に有効利用しないならば、その土地は「無主の地」と見なされ、他の国家による先占の対象となる。

一. カントにおける戦争理解をめぐって

ハバーマスは、カントが「一六四八年のウェストファリア講和条約以降、諸列強のシステムにおいて紛争解決の手段として国際法的に制度化された限定戦争のパノラマ」(Habermas 1997:194/192) しか見ていないと批判している。

「カントは個々の国家間および個々の同盟間の空間的に限定された紛争は考えていたが、世界戦争のことはまだ考えなかった。カントは、政府間や国家間の戦争は考えていたが、人民戦争や内戦のことはまだ考えなかった。カントは、・・・パルチザン闘争や爆弾テロのことはまだ考えなかった。カントは、政治的に限定された目標を持った戦争だけを考えており、イデオロギーによって動機付けられた殲滅戦争や放逐戦争のことはまだ考えていなかった。・・・[カントにとって] 戦争犯罪とは戦争の最中に行われる犯罪であるにすぎない。・・・カントにとって戦争それ自体が犯罪であるとの認識はまだ存在していなかった四。」(Habermas 1997:194f./192f.)

カントが克服すべき戦争の類型として「一六四八年のウェストファリア講和条約以降、紛争解決の手段として国際法的に制度化された限定戦争」しか考えていないというハバーマスの主張は、全く誤りである。

カントが一八世紀末に告発していたもう一つの戦争は、西洋諸国民による非西洋諸大陸の住民に対する一方的な暴力と土地略奪の戦争であった。それは、国際法を勝手に作り上げた諸国民による、国際法の主体としての資格を奪われた諸民族に対する、国際法によって保護され正当化された戦争であった。カントによれば、先住民の同意に基づかない植民活動はすでに不正な戦争であり、それは当時植民活動が展開された地理的広がりやを考慮する時、まさに世界戦争であった。ところがハバーマスにとっては、西洋諸国民自身が犠牲者となる戦争だけが戦争という名に値する事態である。一七世紀以降進行した西洋諸国民による植民地獲得・拡大(北アメリカ大陸の「開拓」もふくめ)は、彼の「戦争」概念から完全に排除されている。

二. カントにとってアメリカ合衆国は共和制のモデルになりうるか?

ハバーマスは、熱烈な共和制主義者であったカントが独立宣言後のアメリカ合衆国を共和制の模範として高く評価していたに違いないと、素朴に思いこんでいる。

「歴史的に見ると、立憲的な国際共同体というプロジェクトに対するカントの控えめな態度は、確かに現実主義的であった。アメリカ革命およびフランス革命からたった今生まれたばかりの民主的法治国家は、当時はまだ例外にすぎず、通例ではなかった。」

四 カントは『諸学部争い』で、「戦争こそは、あらゆる害悪と倫理・習俗 *Sitten* の腐敗の源泉である」(Kant 1977:358f.) と述べている。

(Habermas 1997:198/196)

「近代的意味での人権は、ヴァージニア権利章典、一七七六年のアメリカ独立宣言および一七八九年の人および市民の権利宣言にまで遡る。」(Habermas 1997:221/217)

今日では世界史の「常識」となっている上記の認識は、実は、一八世紀の知識人たちの間ではまだ(良い意味で)「常識」にはなっていなかった。本節では、一七九五年以降のカントが、アメリカ合衆国を共和制の模範と見なしていないどころか、西洋諸国民による非西洋諸住民に対する不正の最たるものと見なしていたことを具体的に示してみたい。以下に、形而上学』第一部「法論の形而上学基礎」第二部「公法」第三章「世界市民法」第六二節から三つの引用文を挙げる。

A. 「こうした濫用〔沿岸を訪問するだけでなく、そこに定住して、そこを一植民地として一祖国に併合すること〕の可能性があるからといって、すべての人との共同 **Gemeinschaft** を試み、この目的のために地球のあらゆる場所を訪門する地球市民の権利が廃棄されてはならない。もっともこの訪問する権利は、他の民族 **Volk** の土地に定住する権利 **ius incolatus** ではない。定住する権利を得るにはある特別な契約が必要とされるからである。」(Kant 1977a:476五)

B. 「そこで次のことが問題となる。ある民族が新たに発見した土地に、その地域にすでに居住している民族と隣り合って、隣接居住 **Anwohnung (accolatus)** と占有取得 **Besitznehmung** を企てることは、その先住民の同意が無くても許されるのだろうか。一開拓が先住する民族の居住地から非常に隔離しているために、双方の民族のどちらによる自分の土地の使用も他方に損害を与えないという仕方でなされるならば、開拓を行う権利には疑問の余地がない。しかし先住民が(ホッテントット、ツングース、大半のアメリカの諸民族 **Nationen** のように) 広大な荒れた地域によって生計を立てている遊牧民族や狩猟民族である場合には、開拓が許されるのは暴力によってではなく、もっぱら契約による場合だけであろう。契約が結ばれたとしても、先住民が土地の割譲について無知であることを利用して結ばれたものであってはならない。」(Kant 1977a:476 傍点は平子)

C. 「なるほどこうした暴力行為を世界のためになるとして正当化する根拠は十分にあるようにも見受けられる。一つには、未開の諸民族を開化するか・・・、また一つには、墮落した人間たちを除去して自分たちの土地を浄化するか、世界の他の地域(例えばオーストラリア **Neuholland**) でこの墮落した人間たちや彼らの子孫の矯正が望まれる、などと言われる。しかし、本人たちは良いと思いついで言っているこうした意図のどれも、そのために用いられる手段における不正義の汚点を洗い清めることはできない。一これに反論して、法律のある状態の樹立を暴力でもって開始することを躊躇するならば、地球全体はおそらく法律のない状態にとどまっていたらろう、ということが言われる。しかし、これによって前述の法的条件〔ある土地を開拓する権利を得るためには、先住する遊牧ないし狩猟民族の契約による合意を必要とすること〕を廃棄することはできな

五 カントからの引用はズールカンプ版ヴェルケを用い、平子が訳出した。『カント全集』(岩波書店)では、同版の巻数・ページ数が挙げられているから、引用箇所邦訳の検索は容易である。

い。それは、国家体制が腐敗すれば、これを暴力でもって作り替える権利も、さらには、たった一度だけ不正義をなして、それ以降は正義をそれだけ一層確かなものとして確立し、開花させる権利さえも、そもそも人民 *das Volk* にはあるのだとする国家革命家たちの口実が、かの法的条件を廃棄できないのと同様である。」(Kant 1977a:476f.)

A, B, Cの引用文をまとめると、以下の四点が確認される。

- (一) すべての人間は(西洋人でさえも)訪問権は持つが、定住権は持たない六。
- (二) 訪問者に定住権を付与する権利を持つものは、先住者である。移住者による開拓は、先住者による許可が契約の形態で明示されなければならない。
- (三) たとえ契約書が取り交わされたとしても、それは先住者の所有権や契約その他の法律に関係する諸事項の無知につけ込んで結ばれた契約は、法的拘束力を持たない七。

六 『永遠平和のために』「平和のための第三確定条項」においてカントは、概念的には「訪問権 *Besuchsrecht*」を規定するのみで、「しかしこの友好の権利は、古くからの居住者との交通 *Verkehr* を試みる可能性の条件以上に拡張されるものではない」(Kant 1977:214)と述べた後、一気呵成に西洋文明諸国家による植民活動批判を展開しているために、カントの世界市民法概念の理論構造が見えにくくなっている。おそらく検閲を考慮したためであろう。しかし『人倫の形而上学』を参照すれば、訪問権は定住権との関係でのみ意味を持つ概念であることが判明する。

「われわれの大陸〔ヨーロッパ大陸〕の文明化された諸国家 *gesittete Staaten* とりわけ商業を営む諸国家が、よその土地や民族を訪問(訪問とは、彼らにとっては、訪問先の土地や民族を征服することと同じ事だと見なされている)する際に示す不正行為は恐ろしい段階に達している。アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰などを発見した時、彼らはそれらを誰のものでもない土地と見なした。なぜなら彼らは土地の住民たちを無と見なしたからである。東インド(ヒンドスタン)において彼らは、ただ取引上の支店の開設を意図しているだけだという口実のもとに外国の戦闘民族を引き込み、彼らと共に原住民の圧迫、東インドの諸国家の戦争拡大への扇動、飢餓、反乱、裏切り、その他人類を苦しめるありとあらゆる厄災の大合唱をもたらしたのである。だから中国と日本が、そのような客人たちを試した上で、以下の措置〔鎖国政策〕を取ったことは賢明であった。」(Kant 1977:214f.)

カントの魅力は、至る所で、不正が行われている地域名を具体的に挙げていることである(上掲の引用では、アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰、東インド)。これによってわれわれは、カントの言説がいかなる歴史的事実を念頭に置いて書かれたものであるのかを知ることができる。しかし抽象的概念構成だけに関心を持つ職業的哲学研究者たちにとっては、地名はほとんど意味をなさない。

七 この主張が、北アメリカのイングリッド植民地における契約を念頭に置いたものであることは、後掲のヴァッテルからの引用が間接的証明になる。アメリカ先住民たちは、私的所有権の慣習を持たず、土地所有権売却・譲渡などの権利証書に関する観念も持たなかった。白人入植者たちは、土地所有権譲渡証書を作成し、文字を知らない先住民たちに署名欄に×印を書かせた。この「署名」によって、先住民たちは居住地から追放され、譲渡したはずの土地に足を踏み入れた者は容赦なく射殺された(藤永一九七四、四四～四五頁)。「先住民が土地の割譲について無知であることを利用して結ばれた」契約は無効であると

(四) 本源的な不正義の上に、その後、たとえどのような共和制的体制を樹立しようとも、それは出発点における不正を解消しない。

カントの主張は、同時代の西洋国際法理論を踏まえなければその意味を正しく理解することができない。グロティウス（一五八三～一六四五）とならんで近代国際法の父と呼ばれ、とりわけ「無主の地」理論を組み込んだ近代先占 *occupatio* 理論の確立者であるエメル・ド・ヴァッテル（一七一四～一七六七）は、その主著『国際法または自然法の諸原理』（一七五八）第一卷第十八章第二〇九節（表題「非定住かつ少数の住民しか存在しない地域の一部を先占する *occupper* ことは許されるか」）において次のように述べている。

「新世界の発見が原理的に引き起こしたもう一つの周知の問いがある。それは、ある広大な土地に非定住民 *des peuples errants* しか存在せず、人口数が少ないために、その土地を全体として住居地とすることができない場合、その土地の一定部分がある国民 *Nation* が合法的に先占することが可能かどうかという問いである。筆者は、土地を耕作する義務について証明することによって、非定住民が必要とせず、かつ土地を居住地として利用することも耕作することもできないような土地を排他的に占有することはもはやできないのだと、すでに（第八一節において）述べておいた。これら広大な諸地域での放浪居住は、真実かつ合法的な占有取得と見なすことはできない。そしてヨーロッパの諸国民 *peuples* は、本国において人口過密になっていたのだから、野蛮人たち *les Sauvages* が特に必要ともせず、現実的かつ持続的に使用しているわけでもない土地を見つけ次第、その土地を先占し、そこに植民地を設立することは、合法的に許容されたのである。すでに述べたことだが、地球は人類の生存のために人類に与えられている。もしかりに各国民 *Nation* が初めから広大な地方を、ただそこで狩猟、漁業、野生の果実によって生活するためだけに、占有することを望んだとしたならば、われわれの地球は現在の人口の一〇分の一を養うにも事欠いたことであろう。野蛮人たちをもっと狭い領域に閉じこめたからといって、自然の目的 *des vues de la Nature* に反することにはならない。しかし、初めてニュー・イングランドに定住したイングランドのピュ・リ・タンたちの謙虚さは、ひたすら賞賛に値する。かれらは、自分たちの主権者から勅許状を得ていたにもかかわらず、野蛮人たちから自分たちが先占することを望んだ土地を購入したのである（『北アメリカイングランド植民地史』）。この賞賛すべき手本に、ウィリアム・ペンとかれがペンシルヴァニアに導き入れたクウェイカーたちの植民地も見習ったのである。」（Vattel 1758 :195-196）

カントの規定を適用するならば、アメリカ合衆国の存在そのものが暴力と瞞着による開拓によって成り立っている。それゆえアメリカ合衆国は、永遠平和のための「第一確定

いうカントの主張は、こうした事実を踏まえてなされている。

ハ この問題についての重要文献は章末の文献目録に挙げられている。この問題について歴史学的研究書が刊行されるのは、ようやく一九七〇年代以降であった。

条項」をなす共和政体のモデルとならないばかりでなく、およそ合法的政体としての法的
前提条件をも欠いている。カントは、フランス革命の渦中で犯された残虐行為に対しては
厳しい批判を行っているが、だからといってフランス革命が志向した理念と革命に生命を
捧げた人々に対する共感を隠さなかった。

カントは、最終作品（講義を除く）『諸学部の争い』（一七九八）において、フランス
革命に関して次のように述べている。

「才気あふれる人民 Volk [革命に敵対するフランス「国民」は除外されているので人民
と訳した 平子] の革命が…たとえどれほど悲惨と残虐行為に満ちており、その結
果、思慮深い人が、再度試みるならば革命を順調に遂行すると期待することができた
としても、それほどの犠牲を払ってまでこの実験を行う決断をしかねるほどであったと
しても、—それでも私はこう言いたい。この革命は、（自らはこの革命劇に巻き込まれて
いない）観客の心の内に、熱狂と紙一重の [革命に] 参加したいという願望を喚起する
のだと。この参加願望を表明することは、[一七九〇年代においては] それ自体危険を
伴っていた [にもかかわらず敢えて参加表明を行う] のであるから、この表明をなす原
因は、人類がある道徳的素質を持っていること以外には求められない。この道徳的影
響を及ぼす原因には二種ある。…第二の原因は、（同時に義務でもある）目的を原因と
するものである。この目的とは、その自然本性上、原則的に侵略戦争 *Angriffskrieg* を
回避し、それゆえ（あらゆる害悪と倫理・習俗 *Sitten* の腐敗の源泉である）戦争を防止
する…という条件を満たすような性質を持つ人民の政体 *Verfassung eines Volks* だけ
が、それ自体として合法的であり、かつ道徳的に善いと見なされるべきだという目的の
ことである。この条件を満たす政体は、共和制的政体以外にはありえない。」（Kant
1977:358）

カントにとって、侵略戦争を回避することが共和制の本質規定をなしていた。現代の「常
識」とはいかに乖離しようとも、好戦的な「共和制」は、定義上、共和制ではありえない。
カントが、危険を覚悟の上でなおフランス革命への共鳴を隠さなかったことと対照的に、
一七八三年にイングランドからの独立を承認されたアメリカ合衆国を共和政体として支持
する発言は一度も行っていない九。それどころか、国名を挙げることは慎重に避けながら、

九 『人倫の形而上学』でカントがアメリカ合衆国に言及している箇所が一箇所ある（第六
一節）。

「一つの普遍的な国家連合 *Staatenverein* においてのみ…真の平和状態が成立する
ことができる。…平和を維持するためにいくつかの国家が作るそのような連合は、諸
国家の常設会議と呼ぶことができ、この会議に参加するか否かは、隣接する各国家の裁
量に委ねられている。このような連合は、少なくとも平和の維持を意図した国際法の形
式的手続きとしては、今世紀 [一八世紀] の前半は、ハーグのオランダ諸邦会議 *die
Versammlung der Generalstaaten* [Generalstaaten とは一五八八年にスペインから独
立したオランダの諸邦] という形で未だ存在していた。この会議にはヨーロッパの大半
の宮廷が、それどころか極小の諸共和国さえもが、大臣を派遣して、他国から各国に仕
掛けられた攻撃に関する苦情を申し立てたのである。このような形でヨーロッパ全体を
単一の連邦国家とみなし、この連邦国家を彼らの間の公的な諸紛争のいわば裁定者とし

プロテスタントの共和国アメリカ合衆国を事実上批判していると言説を随所で行っている一〇。他方、『人間学』、『自然地理学』などの著作でカントがアメリカに言及する時、それは、原則として、先住民の住むアメリカであった。

国際法と世界市民法との関係

カントは、『理論と実践』（一七九三）においては「世界市民的体制」の具体的イメージとして「権力を伴っている公法、いかなる国家もそれに服従せざるをえない公法に基づいた国際法」(Kant 1977:171)を構想し、「普遍的な国際国家 *ein allgemeiner Völkerstaat*」(ibid.:172)を導入するという格率を推奨していた。しかしその二年後『永遠平和のために』では、「一つの世界共和国 *Weltrepublik* という積極的な理念の代わりに…戦争を防止し、持続し、たえず拡大する〔諸国家〕連盟 *Bund* という消極的代用物のみが、法を忌避し敵意を抱く傾向性の流れを押さえることができる」(ibid.:213)とトーン・ダウンさせたことを、ハバーマスは、次のように批判している。

「恒久的であるにもかかわらず国家主権を尊重する国際連盟 *Völkerbund* というカン

て受け入れたのである。…しかしここで、諸国民 *Völker* が、相互の紛争を、…戦争によってではなく、非軍事的 *zivil* 仕方で、すなわちいわば裁判を通して決着させる、打ち立てられるべき諸国民の公法を実現することのできる唯一の会議 *Kongress* として想定されているものは、様々な国家の、いつでも解消できる任意の会合以上のもではなく、(アメリカ諸州の合衆 *die Verbindung der amerikanischen Staaten* とは違って)一つの憲法に立脚し、従ってまた解消不可能であるような結合のことではない。」(Kant 1977a:474f.)

ここでカントが念頭に置いている「アメリカ諸州の合衆」とは、単一の国民国家としての「アメリカ合衆国 *die Vereinigten Staaten von Amerika*」のことではなく、アメリカ独立革命の際に一三植民地（後に州 *Staaten* となる）が宗主国イングランドに抵抗するために組織した大陸会議 *Continental Congress* を意味する。大陸会議は、一七六四年フィラデルフィアで結成され、一七七六年独立宣言以降は、臨時政府としての役割を果たした。

『人倫の形而上学』の文脈上重要なことは、アメリカ一三州の大陸会議が、「公法の第一章 国家法」（「真の共和制は、人民の代議制…以外にはありえない」第五二節）においても、「公法の第三章 世界市民法」においても言及されず、ただ「公法の第二章 国際法」においてのみ言及されていることである。しかも国際法の文脈においてもカントは、諸国家間の平和を維持し、紛争を採決するための方式として、「一つの憲法に立脚し、従ってまた解消不可能」な大陸会議方式を評価してはいない。この指摘の重要性は、次節で考察する。

一〇 「われわれの大陸の文明化された諸国家 *gesittete Staaten*、特に商業を営む諸国家は、…自分たちの信心深さを誇っては大騒ぎし、不正を水のように呑み込みながら、信仰の正しさにおいてわれこそは選ばれた者であると認められたいと願っている列強諸国なのだ。」(Kant 2007:216 傍点は平字)。

『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（マックス・ヴェーバー）を想起させる文章である。

トの概念は、…整合的ではない。世界市民法は、各国政府を拘束するような仕方で制度化されなければならない。諸国家共同体 *Völkergemeinschaft* は、制裁の脅威によってその参加国に対して適法的行動をとるように少なくとも促すものでなければならない。」(Habermas 1997:208/205f.)

「カントは、国家主権という制限を克服不可能であると考えているので、世界市民的結合 *die weltbürgerliche Vereinigung* を諸国家間の連盟 *Föderation* として構想しただけで、世界市民相互の連盟としては構想しなかった。しかしこのことは、カントがあらゆる法治状態の根拠を、『人間』としての各人格が有する根源的権利に帰着させていることと整合していない。」(ibid.:210f./ p.195)

カントにとって戦争には、(1) 西洋諸国家相互間の戦争と(2) 西洋諸国家が非西洋諸大陸の先住民に対して行っている戦争とが存在した。

カントの時代の国際法とは、実定法的には西洋諸国家の相互関係を律する地域法にすぎず、それが非西洋諸地域に拡大される際には、当該地域における領土その他の利権をめぐる西洋諸国家相互の紛争を調整するものでしかなかった。非西洋諸地域の先住民たちは、国際法の法的主体ではなく、物件として処理される対象でしかなかった。カントは、当時の国際法の本質的限界を深く認識していた。

従ってカントは、一七九五年以降、国際法の形式的手続きに準拠した諸国家連合の見取り図を詳細に描くことに批判的になった。しかしそれは、ハバーマスが言うように、カントが「同時代の経験の地平を乗り越えな」かったからでも、近代国家の主権性のドグマに縛られていたからでもない。カントは、国際法システム(国際連盟など)の拘束力の強化(主権国家の主権の制限)によっては対処することができないほど、途方もなく深刻な犯罪と悲劇を見据えていたからである。しかもその加害責任を負うべき者は西洋文明諸国民であった。軍事力、経済力、狡猾さなどの点で比較にならぬほど優越している諸集団によって行使される侵略的植民活動に対して、カントが被害者である先住諸民族に提案できることは、可能などころでは日本や中国のように鎖国をして彼らを上陸させるな、ということだけであった。他方、西洋の文明諸国民に対しては、こうした植民活動を止めないかぎり、自分たちが理性的だとか、道徳的だとか、文明的に優れているとか言う資格はないのだ、と批判しているのである。こうした事情を全く無視してハバーマスが、カントに対して「ただ理性に訴えるだけでこの問題を隠蔽してしまっている」(ibid.:197/195)とか、歴史哲学に逃げ場を求めた^一とか批判できるのは、一体どうしてなのか、筆者は理解に苦しむ(しかもハバーマスは、カントが批判している西洋諸国民による植民活動を不正とはみなしていないのである)。

カントにとって世界市民法は、アメリカ先住民やホッテントットなど広範囲に散居する遊牧ないし狩猟先住民の法的権利を守るために構想されている(前掲引用 A,B,C 参照)。従って、世界市民法の主体は、いかなる集団に所属しているか、いかなる生活様式を営ん

一 「カントは、こうした同時代の経験の地平を乗り越えないので、権力政治を行うことを誓い合う自由な諸国家が連合を樹立し、それを維持するということを信じることも困難である。この問題の解決のためにカントは、世界市民的見地からの歴史哲学を構想する。この歴史哲学は、一見してありそうもない『政治の道徳との一致』を、隠された『自然の意図』をもちだしてもっともらしく説明するためのものである。」(Habermas 1997: 198f./196f.)

でいるかを問わず、「一つの普遍的な人類国家の市民であると見なされうるかぎりでの」（Kant 1977:203）諸個人すべてである。世界市民法は、ウィーン会議やヴェルサイユ会議などのように国家を代表する政治家や役人が一堂に会して協議し、参加各国にとって拘束力のある条約や協定を締結するという形で、制度化することはできない。国際法システムをいかに改良しても、そのシステムが国家を法主体としているかぎり、それは直ちに世界市民法とはならない（それに近づくことはできるとしても）。他方、世界市民法は、国際法システムの法的保護から排除された人々の訴えに耳を傾け、それらの問題を公開化し、公共化し、国際条約・宣言その他の手段によって制度的に解決することを志向する永続的なプロセスである。従って世界市民法は、国際法と違って精緻な制度化を設計する必要は必ずしもなく、人々を、問題の解決に向けて動機づけて行く批判的実践的理念としての機能がきちんと果たされればよい。カントの世界市民法構想に対して、ハバーマスのように、それが国際法システムで常用されている諸手続きによる具体化が欠けていると批判することはできない。

四. 近代の悲劇は二〇世紀になって突如生まれたのか？

ハバーマスは、次のように言う。

「カントの世界市民的状態という理念は、それが根本的に変化した世界の状況との接触を失いたくないならば、改良しなければならない。」（ibid.:207/204）

「第二次大戦後、永遠平和の理念は、国際連合のさまざまな制度、宣言および政策という形で・・・具体的な姿を取ってきた。二〇世紀の比較を絶するカタストロフが呼び起こす力がこの理念を推し進めたのである。・・・第一次大戦によって西洋の諸社会は、空間的にも技術的にも制限のない戦争の恐怖と残虐行為とに直面させられた一二、また第二次大戦によってイデオロギー的に無制限な戦争の大量犯罪に直面させられた。ヒトラーによって扇動された全面戦争のベールの蔭で行われた文明の破壊は、世界中の人々を震撼させ、国際法から世界市民法への移行を促進した。」（ibid.:207/204f. 傍点は平子）

ハバーマスにとっては、一七、一八、一九世紀にグローバルに展開された非西洋諸大陸の植民地化はなんら「カタストロフ」ではなかった。しかしカントにとっては、一八世紀末に進行していた西洋諸国民による植民活動がすでに「国際法から世界市民法への移行」を西洋諸国民自身に対して義務として課するものであった。

ハバーマスは、カントが永遠平和を促進する商業精神 *der Handelsgeist* の役割を高く評価したことに対して、一面で評価しつつも、他面で次のように批判している。

「資本主義の発展が社会諸階級間の対立をもたらし、この対立が政治的にリベラルな諸社会の平和・・・を脅かすことになるであろうことを、カントは、まだ知らなかった。資本主義的工業化が加速的に進行する中で強められたさまざまな社会的緊張が、やがて

一ニ 非西洋諸社会が一六世紀以降、「空間的にも技術的にも制限のない戦争の恐怖と残虐行為とに直面させられた」ことは、忘れられる。西洋の諸社会が同じ問題に直面した時はじめて、それは「文明の破壊」として認定され、「世界中の人々を震撼させ、国際法から世界市民法への移行を促進した」と、ハバーマスは認識する。

国内政治を階級闘争で悩ませ、対外政治を好戦的な帝国主義の路線へと導くであろうことを、カントはまだ予見していなかった。」(ibid.:201/199)

しかしカントは、『永遠平和のために』において「われわれの大陸の文明化された諸国家、特に商業を営む諸国家」(注九参照)という但し書きを付しているように「商業精神」を手放して評価しているわけではない。彼は、イングランド、オランダをはじめとする国際商業で覇権を競い合う諸国家が自分の生きた時代における永遠平和に対する最大の障害であり、かつ理性的存在者である人間に対する最大の犯罪であるという認識を持っていた。たしかにカントは、ハバーマスが言うように、資本主義の中心諸国における階級対立がそれらの国々を「好戦的な帝国主義の路線」へと導く政治経済的メカニズムを認識していなかったかもしれない^{一三}。しかしハバーマス自身は、彼のカント批判論文の中で、西洋の「好戦的な帝国主義」が永遠平和の破壊者であることも、人権に対する侵害者であることも一言も述べていない。

五. ハバーマスにおける西洋中心主義

ハバーマスは、更に次のように言う。

「今日第三世界を構成している諸地域では、…社会的緊張が非常に強く、政治的文化的寛容度が非常に低い、またマフィアや原理主義といった間接的暴力が国内秩序を揺さぶっている。第三世界の諸社会は、国民的、民族的または宗教的な崩壊過程にさらされている。…第二世界を構成する諸国家は、国内的には、不安定な関係をしばしば権威主義的体制によって埋め合わせ、対外的には、…主権と内政不干渉に固執する。これらの国家は、軍事的暴力に依拠し、もっぱら権力均衡の論理に従っている。第一世界の諸国家だけが、自国の国民的諸利害を、国際連合による未だ形成途上の世界市民的要求水準を決めている規範的な観点と或る程度まで調和させることができる。…第一世界がいれば現在の子午線を定義するのであって、この線を基準にして、経済的かつ文化的に異時点にあるさまざまな要素が政治的に同時に共存する仕方が測定されるのである。[Diese [erste] Welt definiert gleichsam den Meridian einer Gegenwart, an dem sich die politische Gleichzeitigkeit des ökonomisch und kulturell Ungleichzeitigkeit bemisst.] カントは、一八世紀の嫡子としてまだ非歴史的に志向していたために、こうした事情を無視していた」(ibid.:214f./210f. 傍点は平子)。

ハバーマスは、世界に存在する経済的、文化的、社会的に異なる諸社会を「経済的かつ文化的な異時点」として把握する。つまり西洋社会を原点とする進化過程の系列の中にマイナスの位置値を持つものとして位置づける。これら進化段階を異にする諸社会を共存させることが「政治」の仕事であり、その成果が「政治的同時性」と呼ばれる。そしてこの「政治的同時性」を測定する基準・物差しを定義する主体は、「第一世界」である。カントとハバーマスの本質的な違いは、(一) 諸国家を主体とする国際連合を強化することの延長線上には、世界市民的状态は実現できない、(二) 世界市民法の立場からすれば、「第一世界」は加害者であると、カントは考えていたことである。

以上の考察から、読者は、ハバーマスがかれの論文の第四節以降でカントよりもむしろ

^{一三} これを認識していたのはヘーゲルであった。平子(二〇〇七)参照。

ヘーゲルやカール・シュミットにより共感を寄せてゆく理由も理解できるはずである一四。

六. 先住民族の権利宣言

二〇〇七年九月一三日、国連総会で「先住民族の権利宣言 United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples」が、賛成一四三、反対四、棄権一で採択された（欠席は三四カ国）。宣言の採択までには二五年の歴史が経過した一五。全四六条からなるこの宣言の画期的意義は、従来のように先住民のマイノリティとしての権利や多文化主義の一環として先住民の固有文化を尊重ないし保護するという水準を踏み越えて、先住民の土地や資源に対する所有権を承認し、主として西洋諸国民の植民活動によって略奪された土地および資源に対する補償問題にまで踏み込んだ条項を盛り込んだことである。特に重要な条項は、第二六条、第二八条である。

「第二六条 先住民は、自分たちが伝統的に所有し、先占 occupied し、またそれ以外の仕方でも利用ないし獲得してきた土地 lands、居住領域 territories および資源に対する権利を有する。先住民は、彼らが伝統的な所有権またはその他伝統的な先占または利用によって保有している土地、居住領域および資源…を所有し、利用し、開発し、管理する権利を有する。国家は、上記の土地、居住領域および資源に対して法的な承認と保護を与えなければならない。この承認は、当事者である先住民の慣習、伝統および土地保有システムを正当に尊重した上で行われなければならない。」

「第二八条 先住民は、彼らが伝統的に所有またはその他の仕方でも先占または利用してきた土地、居住領域および資源が、彼らの事前に十分な情報を与えられた上での自由な合意なしに、没収され、取り上げられ、占領され、利用され、または毀損された場合には、原状復帰を含みうる諸手段によって、土地、居住領域および資源を取り戻す権利を有する。また、それが不可能な場合には、それらに対する公正、公平かつ衡平な補償を要求する権利を有する。当事者である先住民が自由に結んだそれ以外の協定が存在しない限り、補償が行われる形態は、品質、規模および法的地位において同等な土地、居住領域および資源または貨幣による補償ないしその他の適切な補償手段でなければならない。」

本稿の読者は、上掲の諸条項にカント『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的基礎」の具体化を読み取ることができるはずである。「先住民族の権利宣言」は、この宣言が各主権国家の内政問題へのいかなる干渉も意味しないという条項（「第四六条 本宣言におけるいかなる条文も、…主権を有する独立諸国家の領域的一体性ないし政治的統一を、全体的であれ部分的であれ、分割または毀損するおそれのあるいかなる行動を正当化し、

一四 「いずれにせよカントの意図を導いてきた道徳的普遍主義は基準を形成する直観に留まっている。しかしながら、近代のこの道徳的実践的自己了解に反対する議論は、ヘーゲルがカントの人類道徳を批判して以来、ドイツにおいて実り豊かな影響史を持ってきたし、今日に至るまで深い足跡を残してきた。こうした反対論の最も鋭利な定式化と、一部は才気煥発、一部は混乱を伴う根拠付けを与えたのは、カール・シュミットである。」(Habermas 1997:219f.)

一五 宣言については、平子（二〇〇八）でもう少し詳しく紹介した。

または奨励するものと見なされてはならない。」)を付したことによって初めて国連総会で採択された。

世界の主要諸国家の大半が賛成したこの宣言に、最後まで反対した四カ国があった。それは、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドであった。それらは、カントが最初の不正の上にもどのように理想的体制を構築してもそれは最初に犯された不正を帳消しにはしないと批判した諸国家であった。

世界には今日、約三億七〇〇〇万人の先住民が存在すると言われている。彼らのほとんどは、砂漠化や水資源枯渇など地球環境危機の最前線で生活を営んでいる。厳しい生活条件にもかかわらず、先住民が伝統的な生活様式を維持していることが、自然環境破壊の進行を防止している。その意味で先住民の生活圏および分科を擁護する課題は、地球生態系の均衡の回復と持続可能な経済システムの確立の課題と切り離すことができない一六。「先住民族の権利宣言」においてもその前文において、「国連総会は…先住民の知識、文化および伝統的な慣習を尊重することが環境の持続可能で公正な発展と適切な管理に貢献することを承認する」と記されている。二一世紀は、この両問題をめぐって、資本主義世界システムおよびそれを維持しようとする人々に対する長い戦いの歴史となるであろう一七。

参照文献 (アルファベット順)

ディー・ブラウン (一九七二) 『わが魂を聖地に埋めよ』 上下、草思社

ウィリアム・クロイン (一九九五) 『変貌する大地—インディアンと植民者の環境史—』 勁草書房

藤永 茂 (一九七四) 『アメリカ・インディアン悲史』 朝日選書

Habermas, Jürgen (1997), *Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren*. In: derselbe, *Die Einbeziehung des Anderen. Studien zur politischen Theorie*. Suhrkamp, Frankfurt am Main. ユルゲン・ハーバーマス (二〇〇四) 『他者の受容 多文化社会の政治理論に関する研究』 高野昌行訳、法政大学出版社
Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1970), *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Werke*, Bd. 7, Suhrkamp, Frankfurt am Main.

一六 自然と人間を安易に対立させ、あたかも人間不在の自然が存在するかのような想定の上に、自然の権利の有無をめぐって議論を繰り広げる環境倫理学の潮流に対する批判は、平子 (二〇〇五a) を参照。世界自然保護基金 (WWF) が二〇〇八年一〇月二九日発表した「生きている地球レポート」によれば、人類の資源需要は一九八〇年代中期に地球が再生産可能な供給量を超過し、現在は、地球約一・三個分の資源を消費しており、このままの消費を継続させれば二〇三〇年代に地球二個分の消費に達すると算定している (超過分は、地下資源など再生産不可能な資源消費によって行われている)。同報告は、世界の全人口がアメリカ合衆国と同程度の消費を行うと地球が四・五個分、日本並みの消費を行うと二・三個分必要になると指摘している。

一七 本研究は、二〇〇七～二〇〇九年度科学研究費補助金萌芽研究「カント晩年の政治哲学の意義と世紀転換期ドイツの政治思想」の支援を受けて行われた。

- Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1970a), *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte. Werke*, Bd. 12, Suhrkamp, Frankfurt am Main. ヘーゲル (一九九四) 『歴史哲学講義』上下、長谷川宏訳、岩波書店 (岩波文庫)
- Kant, Immanuel(1977), *Schriften zur Anthropologie, Geschichtsphilosophie, Politik und Pädagogik I. Werkausgabe* Bd.11, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(二〇〇〇) 『歴史哲学論集』カント全集第十一巻、岩波書店
- Kant, Immanuel(1977a), *Die Metaphysik der Sitten (1797/1798). Werkausgabe* Bd.8, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(二〇〇二) 『人倫の形而上学』樽井正義、池尾恭一訳、カント全集第十一巻、岩波書店
- ジョン・コスター (一九七七) 『この大地、わが大地』清水知久訳、三一書房
- スーザン・小山 (一九九五) 『アメリカ・インディアン 死闘の歴史』三一書房
- Locke, John (1970), *Two Treatises of Government. Everyman's Library*, London. 清水知久 (一九八六) 『増補 米国先住民の歴史』明石書店
- 太壽堂鼎 (一九九八) 『領土帰属の国際法』東信堂
- 平子友長 (二〇〇三) 「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』第八号、青木書店
- 平子友長 (二〇〇五) 「カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ」東京唯物論研究会編『唯物論』第七八号
- 平子友長 (二〇〇五 a) 「今日の環境問題の本質と環境哲学の課題」『一橋論叢』第一三三巻四号
- 平子友長 (二〇〇七) 「西洋における市民社会の二つの起源」『一橋社会科学』創刊号
- 平子友長 (二〇〇七 a) 「西洋近代思想史の批判的再検討—カント最晩年の政治思想におけるロック批判の脈絡—」川越修他編『良知力記念論集』御茶の水書房
- 平子友長 (二〇〇八) 「近代自然法思想の再評価—自然法と先住権問題」名古屋哲学研究会編『哲学と現代』第二四号、二〇〇八年一月
- 富田虎男 (一九八五) 『アメリカ・インディアンの歴史』雄山閣出版
- Emer de Vattel (1758), *Le Droit des Gens ou Principes de la Loi Naturelle, Appliqués à la conduite & aux affaires des Nations & des Souverains. Tome 1.* a Londres.
- W・E・ウォッシュバーン (一九七七) 『アメリカ・インディアン』(『新アメリカ史叢書』別巻) 南雲堂